

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 18 日

各都道府県喀痰吸引等研修所管課 御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室

喀痰吸引等業務に関する Q & A について

福祉・介護人材確保対策の推進につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、標記について、別添のとおり Q & A を作成しましたので、ご参考としていただけますようお願いいたします。

(本件照会先)

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課福祉人材確保対策室

資格・試験係 (内線 2845、2867)

Tel : 03-5253-1111

別添

分類	質問	回答
介護福祉士	介護福祉士は、介護福祉士養成施設等において医療的ケアを修得し、実地研修については養成施設等で受講するか又は養成施設等卒業後に登録喀痰吸引等事業者において受講するものとするが、例えば、実地研修を受講せずに養成施設等を卒業した介護福祉士が、卒業後に登録研修機関において実地研修を修了するというように、介護福祉士が登録研修機関において実地研修を受講することは可能か。	可能である。 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第26条の3第2項第2号では、登録喀痰吸引等事業者は、実地研修を修了していない介護福祉士に対して同規則第1条各号に掲げる行為を行わせようとする場合には実地研修を行うこととしているが、当該介護福祉士は当該登録喀痰吸引等事業者のみでしか実地研修を受講できないわけではなく、外部の登録研修機関で実地研修を受講して修了することも可能である(その場合、登録喀痰吸引等事業者での実地研修は不要)。また、社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第2項において登録研修機関を定めているが、登録研修機関は介護福祉士以外の介護の業務に従事する者に対してだけでなく、介護福祉士に対して喀痰吸引等研修(実地研修)を受講させることも可能である。